

豊田市農業委員会議事録

令和5年10月30日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和5年10月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第72号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第75号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第76号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第77号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (19名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

< 欠席委員 > (なし)

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主任主査	杉本 一浩	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
主査	岩月 彰弘				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員はおりません。19人全員出席でございます。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

8番、石川文志委員、9番、梅村逸次委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第72号から第77号までの審議案件6件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第72号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第72号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

79番、秋葉町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

80番、本田町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

81番、前林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

82番、前林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

83番、吉原町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

84番、豊松町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

85番、北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

86番、上小田町の件。

担当推進委員の塚田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法3条第2項各号の不許可の
条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

どうぞ。

石川委員： 1ページの一番下の案件、受人が中国籍ですが、農地の取得や貸し借りに、
国籍は全く関係ないのでしょうか。

事 務 局： 外国人が日本の土地を取得できるかに関しては、農地法の議論ではないので、
農地法について関するところでお答えします。農地法3条では、受け人が取得
後に、その土地を耕作できるかというところを審査の観点、要件として見てお
ります。

この方は、昨年1月30日に新規就農事前審査会を受け、農業委員会で承
認しております。中国籍ではありますが、祖母が日本人で、永住権のある方
で、取得後に農地を耕作できるということを確認しておりますので、農地取得
は問題ないとお答えさせていただきます。

あと、御本人からのコメントで、今後、中国へ帰るつもりはなく、日本にず
っと生活して、この農地を耕作していくつもりだということもしっかりお答え
いただいております。

以上です。

石川委員： 分かりました。ありがとうございます。

会 長： ほかに質問がございますでしょうか。

(会場声なし)

会 長： じゃ、ないようですので、採決をいたします。

議案第72号で上程されました8件について、賛成の委員は挙手をお願いし

ます。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第72号は承認決定されました。

令和5年議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

番号、13番、藤岡飯野町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者は、本宅が近くにあり、令和5年2月頃から当該地を駐車場として、許可申請をせずに利用していたものを、今回是正するものです。

お願いします。

梅村（貢）委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、14番、武節町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、稲武支所からおおむね500メートル以内です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、昭和30年頃、申請者の祖父が経営する工務店の資材置場として、許可申請をせずに利用していたものを、今回、住宅へ転用申請することにより是正するものです。

お願いします。

杉田委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認して

おります。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見を伺いました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。
議案第73号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第73号は、適当である旨、承認されました。
令和5年議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

182番、畝部東町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、183番、配津町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中川委員： 両件とも問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、184番、大成町の件、物流倉庫です。農地区分は第2種農地

です。判断基準は、永覚駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域の農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、185番、福受町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

中根委員： 両件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、186番、住吉町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者が経営するカフェが隣地にあり、令和2年頃から当該地を駐車場として、許可申請をせずに利用していたものを、今回是正するものです。

続きまして、187番、広田町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、188番、高岡町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者の本宅が隣地にあり、平成16年頃から当該地を駐車場として、許可申請をせずに利用していたものを、今回是正するものです。

お願いします。

杉浦委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、189番、花本町の件、事務所併用住宅、車庫、倉庫です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、猿投駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、平成25年頃から当該地を賃貸駐車場として、許可申請をせずに利用していたものを、今回、事務所併用住宅へ転用申請することにより是正するものです。

続きまして、190番、猿投町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、191番、上原町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に上豊田駅が存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、192番、御船町の件、美容院です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 4件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、193番、大清水町の件、残土処分場、粘土採掘、一時転用です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に上豊田駅が存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員： 問題はございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、194番、石野町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。以降、同基準は「その他2種農地」と読ませていただきます。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、195番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、196番、城見町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、令和5年4月頃に当該地から国道への土砂流出を是正する工事をしましたが、必要以上の工事を行ってしまったものを、今回是正するものです。

お願いします。

水野委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、197番、藤岡飯野町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に藤岡支所が存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者の経営するアパートが隣地にあり、昭和63年頃から当該地を駐車場として、許可申請せずに利用していたものを、今回是正するものです。

お願いします。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、198番、大平町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるもの

を除き、許可できるに該当します。

続きまして、199番、小原田代町の件、太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、200番、東大島町の件、自宅敷地増し、進入路、庭です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者の本宅が隣地にあり、令和3年7月頃から当該地を本宅への進入路として、許可申請せずに利用していたものを、今回是正するものです。

続きまして、201番、綾渡町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第74号で上程されました20件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第74号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第75号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第75号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

12番、乙部町の件、変更内容は事業期間変更です。

本件は、令和4年12月22日付で第5条の一時転用許可を残土処分、粘土採取で得ました。現在施行している事業完了後に当申請地で事業を開始する予定でしたが、コロナ禍等により事業の進捗が遅延したため、事業期間変更することにより、是正を図るものです。

以上です。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、13番、東大島町の件、変更内容は事業区域変更です。

本件は、令和3年2月25日付で第5条許可を自己用住宅で得ました。当初は、道路から直接、申請地へ進入する計画でしたが、実際は、勾配が急であり、車で進入することができなかったため、隣接地を進入路として整備してしまいました。今回、事業計画変更により隣接地を申請地に追加し、是正を図るものです。

なお、隣接地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。

以上です。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第75号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第75号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第76号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第76号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

10番、竹元町の件。

担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

11番、浄水町の件。

担当推進委員の前田委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第76号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： 挙手多数と認めます。

よって、議案第76号は承認決定されました。

令和5年議案第77号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第77号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年11月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第77号資料①は利用権の総括表になります。議案第77号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第77号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和5年11月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、18筆2万4,720平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第77号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

す。

(賛成者挙手)

会 長： 挙手多数と認めます。

よって、議案第77号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案12ページ及び別紙配付資料3ページ及び4ページを御覧ください。

報告「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案13ページを御覧ください。

報告「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

123番、中町の案件から、14ページを御覧ください、130番、大成町の案件までの8件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

39番、八草町の寄宿舍の案件から、41番、月見町の駐車場までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。

報告「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

163番、宮町の通路の案件から、20ページを御覧ください、180番、下市場町の自己用住宅までの18件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時24分)